

B系本赤神権現縁起をめぐる

鈴木 満*

序 章 問題の所在

遠藤巖氏は「出羽国小鹿島赤神権現縁起の世界」⁽¹⁾という論文において、赤神権現縁起諸本には、A系本（梅津本系）・B系本（根田本系）・C系本（真山本系）があるとされる。小論では、このうちB系本にしぼって検討したい。

まずB系本の伝本について、遠藤氏によれば、完本として、

①赤神神社宮司元山栄太郎氏所蔵の明治一〇年頃の写本、すなわち寛文四年に根田「俊興」が作成した縁起の写本（以下、根田本と呼ぶ）。

②菅江真澄が著した「牡鹿の嶋風」⁽²⁾所引の一本（以下、吉重本と呼ぶ）。

があるとされる。他に抄出ではあるが、

③鈴木重孝「絹篩」⁽³⁾に古縁起としておさめられている一本（以下、絹篩本と呼ぶ）。

があるとされる。そしてB系本の文体について絹篩本が漢文体であることを根拠に、B系本の祖本である根田「俊興」作成の原本（以下、根田原本と呼ぶ）は漢文体であったが、その転写本である根田本や吉重本では読み下し文になっているとされる。また、根田本と吉重本との比較から後者は根田原本及びその原拠史料の一つである正中二年の縁起によって作成したものとされた。小論では以上の見解をふまえ、遠藤氏が言及されなかったB系本の一写本を紹介し、その上でB系本に関する若干の私見の提示を第一の課題としたい。

次に史料の性格であるが、狩野徳蔵『雄鹿名勝誌』⁽⁴⁾では根田原本の価

値を否定している。また菅江真澄も「牡鹿の嶋風」で吉重本の価値を否定している。

それに対して遠藤氏は次のような理解を示しておられる。すなわちB系本は、

①赤神山の「赤神」の謂われと「前漢孝武帝」伝承との関連を説き、慈覚大師開山天台宗寺院日積寺の由来を記した部分（以下、この部分を開山縁起と呼ぶ）。

②鎌倉期から戦国期にかけての寺社興行を列記した部分（以下、この部分を寺社興行記と呼ぶ）。

③根田俊興自身的小鹿島と赤神山に対する感慨と崇敬の念を吐露した部分。

からなるとされ、開山縁起は、正中二年の縁起をそのまま引用したとされる。また寺社興行記の原拠史料は、元亀元年頃作成された寺社興行の記録をまとめたものであるとされる。このようにB系本の原拠史料を明らかにされた上で、中世史料として利用しうるとされ、狩野や菅江がB系本を否定したのは、開山縁起の部分であって、これは近世以降の合理的解釈では合意を得られにくいものであるとされたのである。以上のように遠藤氏はB系本を高く評価しておられる。しかし次のような問題があるものと思われる。

第一に狩野と菅江が根田本や吉重本を否定した理由として開山縁起の部分が近世の合理的な解釈では中世に作成された縁起を理解し得なかったとされる点は、遠藤氏の独断にすぎない。なぜなら遠藤氏があげられた狩野や菅江が史料の価値を否定した文言、すなわち「其文意頗る荒誕

*秋田県立博物館

に近して信を措き難し」、「すぢすぢ正しからぬところどころ多かれど」はあまりにも簡略すぎ、遠藤氏のような理解を導き出すのは、飛躍であるように思われるのである。

第二に遠藤氏が根田本の作者とされる根田「俊興」について、菅江真澄が著した「恩荷奴金風」によっているにすぎないようで、そのため佐竹家中とされるのみであるが、根田の出自や経歴をもっと追求して見る必要があるように思われる。なぜならテキスト論には史料そのものに即した吟味だけではなく、作者の検討も必要であると考えからである。したがって作者の周辺を追求してみることによって、その史料価値を検討することを第二の課題としたい。

第一章 B系本の検討

一

遠藤氏が言及しなかったB系本として、秋田県公文書館所蔵の一本がある（以下、公文書館本とよぶ）。これは秋田県立図書館が昭和一七年正月二九日に購入したもので、平成五年に公文書館に移管されたものである。請求記号A一七五―一七。冊子本で、墨付一九丁。現在は図書館時代につけた表紙に「赤神山大権現縁起」とあるが、本来の外題には本文と同筆で「赤神権現」と読めるが、その下は破損のため欠いている。外題裏には、「人王 神武天皇」以下の記事がある。この外題裏の記事は他のB系本に見えず、公文書館本独自のものであるが、直接縁起と関係のあるものではないようである。

次の丁に「赤神山大権現縁起」とあって、以下、縁起本文が記されている。縁起本文中にフリガナや返り点が施されている。

公文書館本と根田本とを比較すると、字句の異同が見られるものの、ほぼ同じであり、根田本以外の伝本によらなければ記載できない記事はない。したがってB系本の写本といえる。

縁起を記した後、最後の丁の表に「四十五 聖武天皇」云々の記事がある。これも他のB系本に見えないものである。

公文書館本には奥書はなく、書写年代は明らかではない。そこで文中に記載されている年次を手がかりに上限を求めると、他のB系本にない部分、すなわち表紙裏と末尾の丁、そして文中にある注にある宝永四年がもっとも新しい年次のようで、それ以降の年次の記載はない。これらのことから公文書館本の書写時期の上限は宝永四年とすることができ、宝永四年の書写か、それ以降の書写かは明らかにし得ない。

公文書館本は根田原本を直接写したものではないようである。というのは開山縁起の末尾に根田本と同じく「私ニ勘曰ク正中二年より寛文四年迄三百廿（卅力？）八年」と記しているが、それに続いて「天和三年迄数合一千五百八十七年」と書き加えているからである。したがって公文書館本は根田原本を直接写したものではなく、天和三年に根田原本（あるいはその転写本）を書写したものを宝永四年以降に転写したものと解される。

二

遠藤氏は根田本と吉重本の本文を根田原本を読み下したものとしているが、公文書館本の本文についても同様のことがいえるようである。このようにB系本諸本の完本はすべて読み下し文である。したがって現存する写本から見る限り、遠藤氏の理解に疑問が残る。

それにもかかわらず遠藤氏が根田本と吉重本を漢文体の読み下し文とする根拠は、抄出にすぎない絹篩本が漢文体であったためである。

だが絹篩本を改めて見ると、他のB系本とはまったく別ではないだろうか。絹篩本全文は次のようなものである（〈○○〉の部分に割注）。

人王八十四代順德天皇御宇建保四年山主円転へ自開祖十二世有霊夢、如来託宣曰、我昔同塵以来結縁于天台仏法、照利生円頓止観嶺、移三七和光影、成此山鎮守、円転感之、趣相州鎌倉、訴因幡前司広

大（元カ）〈因幡守大江（広脱カ）元、鎌倉執権職也〉、以聞幕府
実朝公、則公命円転而堂寺院尽形容于叡山、一山三塔七堂伽藍建
立、

遠藤氏は、絹篩本をB系本の寺社興行記の冒頭部分に当たるとみなし
ておられるようである。しかし寺社興行記では「順徳天皇御宇」の次に
建保二年の薬師堂造営の記事がある。もつとも絹篩本は抄出本であるか
ら、絹篩本の編者が建保二年の記事は省略しただけだと見ることができ
ないわけではない。

だが絹篩本と他のB系本の寺社興行記と文言が一致するといえるのは、
如來の託宣の部分だけである。仮に百歩譲って絹篩本とB系本との間の
字句の相違をあえて無視して、筋さえ一致していればよいとしても、絹
篩本の「則聞幕府実朝公」以下に相当する部分は他のB系本にはなく、
むしろこの部分はA系本にはあるから、絹篩本はA系本に近似している
ように思えるのである。

このように見てゆくと、絹篩本はB系本とは別の系統の縁起からの抄
出であるとするのが適切であるといえる。したがって現存するB系本は
漢文体を読み下したものだと思われる遠藤氏の見解は何ら根拠がなく、単
なる思いこみであるということが出来る。

以上のようにB系本の諸本を確定したところで、諸本間の系統を検討
したい。根田本と公文書館の関係はすでに述べたので、前者と吉重本の
関係に限定する。

遠藤氏は、吉重本の開山縁起は根田原本と正中二年の縁起が原拠史料
であったとされる。その理由として、根田本と吉重本を比較して、後者
にあつて前者にない部分があることをあげておられる。

だが遠藤氏の場合、吉重本と根田本を比較して、吉重本のどの文言が
正中二年の縁起なのかをまったく明示しておられない。つまり遠藤氏は、
ご自身の見解を検討する手がかりをまったく提示されておられないので
ある。

そこで根田本と吉重本との本文を比較すると、確かに両者には字句の
異同が見られる。しかし後者の開山縁起には根田本以外の一本を利用し
たと思われる箇所は見いだせない。したがって吉重本は根田原本（ある
いはその転写本）をもとにした写本であるといえよう。

このような前提で吉重本の奥書には検討したい。

縁起ノ年数、正中二年ヨリ享保十一丙午ノ年マデ一千六百二十九年
也、

于時享保第十一年丙午初夏八日書之、

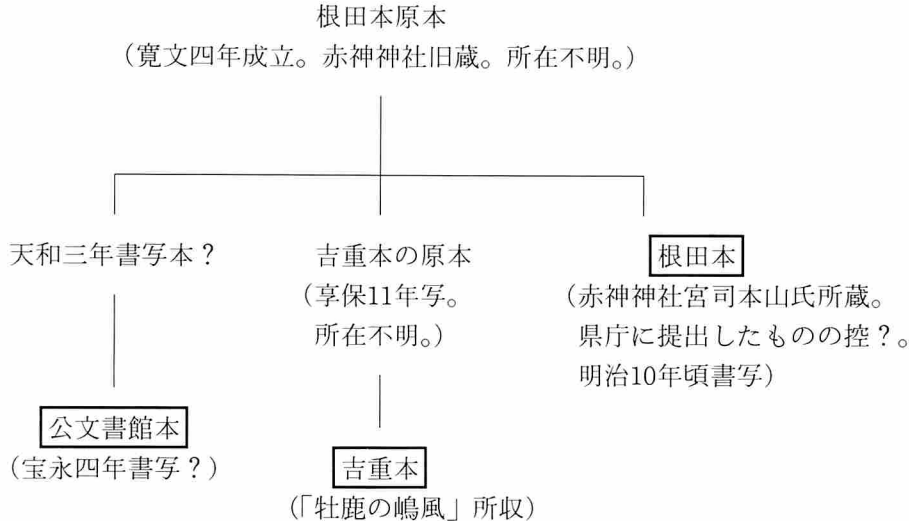
吉重（花押）

右の「縁起ノ年数」以下の文は、通常は縁起本文全部にかかるものと
理解される。つまり縁起本文全体は正中二年のものであり、その年次か
ら書写した時、つまり享保一一年までの年数が一六二九年だという意味
なのであつて、遠藤氏が理解しておられるような根田本と正中二年の縁
起を参照した旨を意味する文言では決していないのである。

遠藤氏は右の年数について、正中二年ではなく、景行天皇九年か一〇
年ならばあうとされるが、それでも合わない。ともあれ吉重本は根田本
の開山縁起の末尾にある正中二年から寛文四年までの年数を記した部分
を数字を変えて奥に移したのではないだろうか。つまり吉重本は吉重な
る人物が根田本をもとに改竄した一本と理解するのである。

以上、これまで検討によってB系本をまとめると次ページの図のとお
りとなる。

B系本の系統



備考：「 」は現存するもの。

第二章 根田本の作者をめぐって

遠藤氏によれば、根田本の筆者は佐竹家中根田「俊興」とされる。その根拠は『雄鹿名勝誌』によれば根田本縁起を根田某が作成したことがわかること、縁起の作成時期は本文から寛文四年と考えられるが、これらの条件に該当する人物が菅江真澄が著した「恩荷奴金風」に見える寛文三年十一月に漢武帝飛來図を補修した根田「俊興」とあたると考えられることによるようである。⁸⁾

遠藤氏がとられた作者比定の方法は正しいといえる。けれども元禄宝永期に秋田藩が作成した「諸士系図」(秋田県公文書館所蔵)に根田「俊興」という人物を見出すことはできない点に問題を残している。⁹⁾

ところが「諸士系図」によれば、根田「俊興」という名を見出すことができる。¹⁰⁾「恩荷奴金風」に見える「俊興」は、「俊興」の誤りではないだろうか。

「諸士系図」では「俊興」は「治部助、十郎兵衛、貞享二年十一月七日死ス」とある。まず「俊興」の没年から見て、縁起の作成年代と齟齬しない。次に系図に見える「治部助」は、「恩荷奴金風」に見える武帝飛來図の箱の蓋にある署名に「治部輔」とあるのと同じとみなしても差し支えない。さらに「恩荷奴金風」によれば根田「俊興」は小笠原氏を称している。「諸士系図」では根田氏を源氏であるとしているのみで、これだけでは小笠原氏かどうかは判然としない。しかし元禄宝永期に根田氏は小笠原氏の分流を称しているから、この点にも問題がない。¹¹⁾

このように根田「俊興」ではなく、「俊興」の可能性が高くなった。そこで「俊興」の経歴を調べてみると、文化二年にその子孫俊弘が藩に提出した系図¹²⁾によれば、「俊興」は佐竹義隆の右筆で、一〇〇石を賜ったとある。そして後に足軽三〇人の大将となったとする。さらに「東都エ往來ス功有ルヲ以て、七〇石の加増を受けたという。これだけでは「俊興」を根田原本の作者とする決め手とはならない。

ところが寛文年中に秋田藩では戸村義国が中心となって幕紋改や、佐竹氏及び家中の系図編纂等を行ったが、その実務を行ったのが俊与であった。⁽¹³⁾かかる経歴こそ飛來図を補修し、縁起を作成した人物にふさわしいといえるのではないだろうか。

以上のことから根田「俊興」ではなく「俊與」であったということができるように思われる。もともと「與」と記すべきところを「興」と誤ったと見なす私見はやや無理があるように見える。しかし文化二年に俊与の兄国俊の子孫俊重が作成した系図に「俊興」ではなく、「俊與」と記しており、⁽¹⁴⁾「與」を誤って「興」とすることは実際にありうることであったとしても差し支えない。かくして根田本の作者は根田俊与であったといえる。

二

根田俊与が編纂した系図は、元禄宝永期の系図編纂では否定されている。⁽¹⁵⁾具体例をあげると、俊与が作成した大山因幡・古内茂右衛門・前小屋市右衛門・塩谷民部の系図は「相違ノ系図ナリ」と断ぜられている。⁽¹⁶⁾このように俊与の編纂手法には問題ありといえ、偽作の疑いさえある。

もともと元禄宝永期の家中の系図は、古い系図の記載を重んじ、それがない場合には文書による裏付けを必要としており、両者が欠ける場合、確実にさかのぼれるところまでしか認定しないという厳格な方法をとっている。⁽¹⁷⁾したがってかかる厳格さが俊与が編纂した系図にはなかったから元禄宝永期に否定されたにすぎず、偽作とまではいえないと解されないわけではない。⁽¹⁸⁾

しかし俊与は「御家中紋改書付」を書き改めており、⁽¹⁹⁾決して原史料をそのまま書き記すような人物ではないのである。けれどもこの程度であれば、史料の偽作をするというほどではないといえるのかもしれない。

だが俊与は「御系図一卷」や「御家中総系図一冊」を著し、戸村義国を通じて、藩に提出している。ところがこれらは元禄宝永期の修史事業

では「偽作違却多シ」と断じられているのである。⁽²⁰⁾

このように偽作者としての俊与の像が浮かび上がってくる。けれども正確な史実を確定してゆくはずの修史事業担当者が史料の偽作者であったとするのは、奇妙な見解であるといえるだろう。

だが寛文期の幕紋改において、義国はあえて史実を無視した強引な方法で家中の幕紋を決定しているのである。⁽²¹⁾つまり寛文期の諸事業は正確な史料に基づき、史実を調査・決定してゆくようなものでは必ずしもなかったのである。だから偽作者が系図編纂に携わるのは、別段不自然ではなく、むしろ予め用意してある結論に適したことがらに即して歴史を捏造できるという点で都合であったといえるのかもしれないのである。

かくして根田俊与は偽作者としても差し支えないといえる。したがって俊与は、元禄宝永期に修史事業を担当した中村光得の先人とみなすべきではない。むしろ俊与と同時代に生きた偽作者沢田源内に比定すべき人物であるといえるだろう。そうするとB系本の祖本である根田原本は俊与が捏造した史料であると評価するのが、作者の経歴からして妥当であると解されよう。

遠藤氏が指摘しておられるように、A系本の場合、作者梅津利忠は独自にすべての史料を蒐集して作成したわけではなく、永禪院主の援助を受けて編纂したのであった。「恩荷奴金風」によれば、俊与は赤神山日積寺三六世阿闍梨円明と「俗縁師兄」の関係にあった。したがって円明から史料提供の援助を受けていたものと考えられる。とすると根田原本は、俊与と円明とがはかって偽作したといえるのではないだろうか。円明の側でも歴史に詳しく、かつ偽作の才覚のあった俊与と結託して偽縁起を作成することは好ましいことであったし、俊与の側から見ても偽作を依頼されることは決して不都合ではなかったはずである。

また遠藤氏は開山縁起末尾の赤神権現飛來年数に景行天皇一〇年から正中二年まで一二二九年と述べている点を根拠として、開山縁起が正中二年の縁起であったとされる。この点は俊与が偽作者であることから見

て、あたかも古い縁起があったように見せるために施した作為にすぎないと理解したい。実際、景行天皇一〇年から正中二年は一二二九年ではないが、これは俊与が元禄宝永期に秋田藩当局から偽作者と見破られた稚拙な偽作者であることを想起すれば、俊与が偽作者にとって不可欠であると思われる歴史の知識がはなだ貧困であったことを示していると思われよう。

さらに遠藤氏によれば、寺社興行記について、B系本では元亀元年までで終わっていることから、その頃に成立した興行記をもとにしたと理解されておられる。この点は、寛文四年に作成されたものだから、それまでの寺社興行の記事があつてしかるべきだとする前提に立つて論じられているにすぎず、かかる前提自体が成り立ちうることを立証していないから、採用できない。

もちろん縁起に記されていることすべてが俊与の創作であつたというつもりはない。確実な古い伝承もいくらか含まれている。しかしB系本に史料価値があると論証するためには、他の史料によって証明されなくてはならない。そして他の史料によって証明しえないことがらは、作者が偽作者である以上、一応偽作とみて採用しないのが、歴史学の常道であるといえるのではないだろうか。したがって他の史料によって証明された事実のみが採用しうるのであれば、別段B系本を利用する必要はとりたててない。だからB系本について、遠藤氏の評価とは正反對に菅江真澄や狩野徳蔵の評価の方が正しいとなるのである。

終章 偽作者の「復活」

以上、きわめて些末な問題に終始したが、次のような結論を得た。

- ① B系本には、根田本・吉重本・公文書館本がある。
- ② 絹節本は、B系本の抄写とみなされてきたが、別のものである。
- ③ 吉重本は根田本を底本として部分的に改竄したもので、正中二年の

縁起を参照したと考えられない。

- ④ 公文書館本は天和三年に根田本を写したものを宝永四年以降に転写したものである。

⑤ 根田本の作者は根田俊興ではなく、俊与である。俊与は秋田藩の右筆で、寛文期に戸村義国のもとで家中の系図編纂などに携わった人物である。

⑥ 根田俊与は修史事業に関わった経歴を有する人物であるにもかかわらず、偽作者であつた。赤神山日積寺三六世阿闍梨円明と「俗縁師兄」にあつたが、俊与は円明とはかつて縁起を偽作したのであつた。

以上のことにもとづいて、B系本縁起の史料性格を述べると、さきに述べたように歴史学における史料の取り扱いの一般論から見ても、偽作者が作成した史料は到底採用できない、ましてや中世史料としての価値は皆無である。したがってB系本に中世史料としての価値を認めることは、元禄宝永期にいったん否定された偽作者を復活させる以外のなものでもないといえるのではないだろうか。もちろんどんな偽作史料でもまったく荒唐無稽で、史実と全然一致しないわけではないだろうから、紙背眼光をもって真実を見抜くことも必要なかもしれない。だが私にはそのような能力はまったくない。

もっとも遠藤氏によれば、B系本の開山縁起に見られる思想は、近世期のものであつたとされる。²²²このことはB系本が近世の史料であることを明白に物語っているのだから、近世思想とはまったく無縁な史料といえないことを示している。そして近世期にB系本縁起が近世社会で一定の意味を持ったとすれば、それはそれで史料価値を持つ。むしろそうした方面から縁起を史料として生かしてゆくべきではないだろうか。なぜなら縁起研究では過去の記載が史実に照らして信頼できるか否かではなく、作成された現在及び未来に対してどのような影響を与えたかにあるのだろうか。

注

- (1) 新野直吉・諸戸立雄両教授退官記念会編『中国史と西洋中世世界の展開』（みしま書房、一九九二）所収。小論で引用する遠藤氏の所説はすべてこの論文によっているので、注記を略す。
- (2) 根田本について、小論では一九九七年七月二六～二八日に男鹿市民文化会館で行われた北海道・東北史研究会男鹿シンポジウム「北方史のなかの男鹿」で遠藤氏が行った基調報告「北方史のなかの男鹿」のレジュメによった。これと遠藤氏前掲論文に引用されている根田本とを比較すると、前者はカタカナをひらがなに改めている上、若干の誤脱があるようではあるが、小論での検討には大きな支障がないと考えられるが、他のB系本と比較しつつ利用した。
- (3) 内田武志・宮本常一両氏編『菅江真澄全集』第四巻（未來社、一九七三）所収。以下、小論で使用する菅江真澄著作はすべてこの冊所収である。
- (4) 『新秋田叢書』第四巻（歴史図書社、一九七二）所収。
- (5) 小論では秋田県立図書館所蔵の一八九二年の増補版を利用した。
- (6) 絹師本は本文で記したように、B系本ではない。しかし成立年次不明ながら、古縁起であることは間違いない。そうすると近世期にはA・B・C系本の他にもう一つ別の縁起があったことになるが、本文で述べたように絹師本はA系本に親近性があり、A系本が依拠した史料ではないかと思われるわけではないが、A系本では如來託宣の部分を書いており、にわかには断定できない。また絹師では古縁起の次に「旧注曰」とあって、旧注を引用しているが、これが絹師本の注なのか、それとも別の書なのかも明らかではない。
- (7) 『秋田市史』史料編中世では吉重を根田とするが、その根拠は明らかではない。同書の赤神権現縁起の解題はあたかも吉重本の原本が存在するかのような記載があるが、何かの錯誤ではないだろうか。このように同書の解題には問題が多く、その利用に際しては注意を要するようである。
- (8) 『菅江真澄全集』第四巻では根田「俊興」とあり、秋田県立博物館所蔵の写本（秋田県立図書館旧蔵本）でも同様である（この点は秋田県立図書館が制作したCD-ROM版で確認した）。「恩荷奴金風」自筆本は個人蔵で、その閲覧は困難であるため、自筆本が刊本や写本と同じく「俊興」かを確認できない。したがってここではひとまず刊本及び写本に従い、論を進めてゆくこととする。もし自筆本で「俊興」ではなく、「俊興」であれば、本文の検討は無意味になることが少なからずあるが、自筆本で「俊興」であっても小論の論旨には影響がない。
- (9) もっとも「諸士系図」にはたとえば梅津・渋江・真壁・茂木・塩谷・白河などの上級家臣クラスの家中の系図はないし、さらに分限帳などで子細検討すれば「諸士系図」に見えない家中を見いだができるだろう。しかし元禄宝永期に編纂された系図は佐竹氏分流・諸士・陪臣のように家格や身分に応じて別になっており、それゆえ上級家臣クラスの場合、諸士よりも上位であると考えられ、そのため「諸士系図」にはないとみなせるが（しかしこの見解

も一考の余地を残しており、ただちに採用できないのだが）、根田「俊興」の家系が「諸士系図」から脱落した積極的な理由は見あたらない。また遠藤氏は寛文期前後の正確な史料、たとえばその時期の日記などで根田「俊興」の存在を立証しておられないから、「恩荷奴金風」に見える「俊興」は別の字の写し間違いの可能性は残っているのである。

(10) 請求記号A二八八・二一五九〇―一七。

(11) 秋田県公文書館所蔵東山文庫「元禄一二年卯八月久保田藩御旗本諸士文書之事」（請求記号AH二八〇―一五）。ただしこの史料では秋田藩文書所では根田氏が小笠原氏分流であることを否定しているし、「諸士系図」でも俊与の父広俊を初代とし、本文に記したように小笠原氏としない。しかし根田氏が小笠原氏分流を称した史料として利用できる。

(12) 秋田県公文書館所蔵。請求記号A二八八・二一五八。

(13) 根岸茂夫氏「元禄期秋田藩の修史事業」（『栃木史学』五号）。前注史料には俊与がかかる事業に携わったことがいっさい記されていないが、系図の通称と寛文期の修史事業関係史料に見える通称とが一致するから俊与が関与したことは間違いない。

(14) 秋田県公文書館所蔵（請求記号A二八八・二一五八）。ただし俊与の子孫俊弘が提出した系図は正しく「俊興」とある。

(15) 伊藤勝美氏「秋田藩の諸士系図について」（『秋田県公文書館研究紀要』四号）所引「佐竹南家文書」元禄一三年六月日秋田藩被仰。

(16) 秋田県公文書館所蔵佐竹文庫（宗家）「御文書并御書物帳目録受取渡目録」（請求記号AS〇二九一）。この史料は宝永七年に修史事業の実務を担当した中村光得が後任者に引き渡した史料の目録である。

(17) この点は「被仰渡稿」（この史料については拙稿『秋田藩家蔵文書』考）へ『秋大史学』四四号を参照のこと）に見る秋田藩文書所の判断と、その結果に基づいて作成した「諸士系図」によって明らかである。元禄宝永期の秋田藩の系図編纂は、文書による裏付けを求めている点で現在の系図研究と同じ方法を採用している反面、古い系図の無批判な尊重という点に限界が認められるようである。

(18) 「御文書并御書物帳目録受取渡目録」では俊与作成の系図を「相違」とするが、同史料では明らかな偽系図の場合、「不正」と記しており、俊与作成の系図を偽系図とまで理解していないとも受け取れる。実際、同史料では「不正」と断じられた系図は焼却処分する旨が記されているのに、俊与作成の系図はかかる措置を行うように指示していない。後に記されたと思われる朱書によれば、俊与作成の系図を提出者に返却しているものさもある。しかしこれらをもって秋田藩文書所が俊与作成の系図を偽書とみなしていないとする積極的な根拠となりえない点については、注(20)を参照のこと。

(19) 「御文書并御書物帳目録受取渡目録」。同史料では俊与が書き改めたからといって、特別な指示を出していないが、このことが偽書とまで判断していないと見なせない点は、次注参照のこと。

(20) 「御文書并御書物帳目録受取渡目録」。これら俊与提出史料について「偽作違却」と断じられた場合、別段焼却処分を指示していない。このことから秋田藩文書所が焼却処分を指示した史料は、元禄宝永期に家中が偽作したものに狭く限定しており、それ以前は対象外としていたことが知られる。したがって同史料に焼却処分の指示がないからといって、偽作史料とみなさない論拠とはまったくなりえないことが明らかになる。

(21) この点は根岸氏前掲論文を参照。

(22) 遠藤氏が引用された柳田国男「雪国の春」（『定本 柳田国男集』第二巻 築摩書房 一九六二）では「足利時代の終りに近くなって（中略）漢の武帝だの蘇武だのといふ物々しい縁起」が成立したとされているが、これに従えば根田本縁起の思想は近世期はそれであったといえる。遠藤氏は、柳田論文の「足利時代の終りに近く」の部分を故意に省略しておられるが、それはさておき、近世期の思想を鎌倉末期において新たに考察できるといふのが遠藤氏のご主張であるが、別段近世期の思想である点を否定しておられないから、本文の如く解しても差し支えないと考える。